

平成25年度 佐賀県高等学校総合体育大会 開催基準要項

- 1 趣 旨 本大会は、高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、高等学校生徒の相互の親睦を図ろうとするものである。
- 2 名 称 平成25年度(第51回)佐賀県高等学校総合体育大会
- 3 主 催 佐賀県高等学校体育連盟 佐賀県教育委員会
- 4 後 援 (財)佐賀県体育協会 各種目競技団体 開催地市町 開催地市町教育委員会
- 5 主 管 佐賀県高等学校総合体育大会総合開会式実行委員会 各種目競技専門部
- 6 大会の開催並びに期間 (1) 大会は春季、秋季の二期に分けて開催する。
(2) 春季大会の時期は6月上旬、秋季大会の時期は11月中を原則とする。
(3) 各競技日数は3日間を越えないことを原則とする。但し、**陸上、ラグビーフットボール・バスケットボール・テニスの4競技**については4日間、サッカー競技については5日間開催を認める。
また、天候、災害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途協議する。
- 7 開 会 式 (1) 総合開会式は、原則として佐賀市で大会初日の午前中に行うものとする。
(2) 大会出場校は、総合開会式に参加するものとする。
(3) 原則として各種目ごとに開始式を行うものとする。
(4) 閉会式は種目ごとに行うものとする。
- 8 会 場 種目ごとに専門部で協議し、理事会で決定する。
- 9 大会参加資格 **学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。**
 - (1) 参加者は、佐賀県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により参加の資格を得た者に限る。
 - (2) 参加者は**平成6年(西暦1994年)4月2日以降**に生まれた者とする。
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
 - (3) 同じ高校の生徒は、この大会に2種目以上にわたって参加することはできない。但し駅伝競走を除く。
 - (4) 転校後6カ月未満(水泳については1年未満)の者の参加は、原則として認めない。但し一家転住等やむを得ない場合は佐賀県高等学校体育連盟会長の承認を得る。(外国人留学生もこれに準ずる)
 - (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
 - (6) 参加する生徒は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の出場許可を得た者に限る。
 - (7) その他は大会開催申し合わせ事項による。
 - (8) 参加資格の特例
 - ① 上記(1)に定める生徒以外で(2)～(7)の大会参加資格を満たし、且つ、佐賀県高等学校体育連盟会長が承認した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - ② 上記(2)については、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
 - ③ 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、3学年までの年齢19歳以下の者に限る。(同一学年での参加は同一競技で1回限り)

(9) 大会参加資格の別途に定める規定

- ① 海員学校及び専修学校、各種学校で高等学校資格が得られる学校に在籍し、佐賀県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- ② 以下の条件を具備すること。
 - 1) 大会参加を認める条件
 - ア 全国・九州・佐賀県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する生徒にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。なお、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、佐賀県高等学校体育連盟の県大会から出場が認められ、九州・全国大会への上場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - 2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国・九州・佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する費用については、応分の負担をすること。

10 引率・監督
について

- (1) 引率責任者は、下記のとおりとする。
 - ・ 団体の場合は校長が認める当該校の教諭又は講師以外の学校職員とする。
 - ・ 個人の場合は校長が認める学校の教諭又は講師以外の学校職員のなかで参加する当該校の校長が認める代表者とする。
 - (2) 監督、コーチは下記のとおりとする。
 - ・ 校長が認める当該校の教諭又は講師以外の学校職員および外部指導者とする。
 - ・ 外部指導者は県高体連に登録し、スポーツ安全保険等に加入すること。
- ※ 教諭又は講師以外の学校職員とは、養護教諭・養護助教諭・実習教諭等・寄宿舎指導員・事務職員・学校栄養職員・用務員・介助員・調理員・農場員をいう。

11 表 彰

- (1) 団体（学校対抗）は、男女とも3位までを表彰する。但し、1位はチームとそのエントリーについても表彰する。
- (2) 個人は男女とも3位まで表彰する。

12 参 加
申 込 書

- * 個人情報の取扱いに関して
大会参加に際して提供される個人情報は大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。
- (1) 各学校は、種目ごとに定められた申込書様式により3部作成し、1部を学校控え、他の2部を全種目一括して佐賀県高等学校体育連盟事務局に提出する。
 - (2) 参加申し込み期日は、**平成25年5月7日（火）正午（厳守）**

13 組 合 せ

団体戦の組合せは、各専門委員会で抽選により決定する。但し、シード校は各専門委員会で決定する。

14 大会役員及
び競技役員

大会役員及び競技役員の委嘱は、佐賀県高等学校体育連盟の事務局が作成した委嘱状により、各競技専門部で行う。

15 競 技 要 領

- (1) 学校対抗とする。

- (2) 全九州高等学校体育大会、全国高等学校総合体育大会の予選を兼ねる。
- (3) 専門部で運営できない競技については、競技団体との合同開催ができる。

16 そ の 他

- (1) この要項に定めのないものについては、別に「大会申し合わせ事項」を定めて処理するものとする。
- (2) 生徒の輸送、応援等の指導については、各学校で計画をたて事故防止に万全を期すこと。
- (3) 出場選手の試合中の傷害は、日本スポーツ振興センターの規則に基づき各学校で処理するものとする。